

中部 i-Construction 研究会

設立趣旨

国土交通省では、建設生産システムの効率化・高度化を目指し、CALS/EC の行動計画、情報化施工推進戦略などがとりまとめられ、建設産業における生産性向上に取り組んできた。

一方で、我が国において少子高齢化が進み、建設産業においても労働力不足が懸念されるなか、この危機的状況を解決するためイノベーションを喚起し、建設現場を変えるチャンスとし、抜本的な生産性向上への取り組み「i-Construction」を推進しているところである。

これら建設産業の生産性向上にむけ、中部地方整備局においては、「建設 ICT 導入研究会（2008 年 11 月）」設立に続き 2011 年 1 月には「建設 ICT 導入普及研究会」へ改名、その後「i-Construction 中部ブロック推進本部（2017 年 2 月）」を立ち上げ、中部地方における ICT の活用を促進する「ICT アドバイザー制度（2017 年 6 月）」の創設など、受・発注者および開発者など産学官の関係者が一体となり、技術普及・現場支援・技術研究に取り組んできた。

今後、これまで直轄事業で培った技術・ノウハウを地方へ還元し、裾野の拡大を図りつつ、先端技術の活用により、中部地方における i-Construction の更なる推進へむけ、ICT アドバイザーおよび建設 ICT 導入普及研究会などの新たな活躍・研究の場として、「中部 i-Construction 研究会」を設立する。

2020 年 5 月 26 日

中部 i-Construction 研究会

規 約（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、中部 i-Construction 研究会（以下、「研究会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 研究会は、中部地方における i-Construction の更なる推進へむけ、これまで培った技術およびノウハウを還元し裾野の拡大をはかりつつ、建設現場における自発的な活動を支援し、建設産業の生産性向上を図ることを目的とする。

（研究会の活動）

第 3 条 研究会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （１） 更なる生産性向上を図る新技術の建設現場への適応に向けた技術支援
- （２） i-Construction に関する技術支援およびノウハウなどの情報提供
- （３） i-Construction に関する課題および疑問の情報収集と交流支援
- （４） 各種研修・講習会・現場見学会等の実施を通じた普及および裾野の拡大
- （５） その他、研究会の目的を達するために必要な活動

第 2 章 会員

（会員）

第 4 条 研究会の会員は、研究会の目的および活動に賛同する行政機関、法人または団体、個人とする。

2. 会員は、第 3 条に定める活動を、第 11 条に定める ICT アドバイザーと協同し、自らが率先して i-Construction に関する技術力向上に努めるとともに、習得した知識・ノウハウを中部地方の更なる建設生産性向上のため、広く一般に供与することに努めるものとする。

（入会）

第 5 条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、事務局長の承認を得て会員となれる。

2. 以下に示す会員であった者は本規約の施行とともに、入会したものとみなし会員とする。
 - （１） 建設 ICT 導入普及研究会及び、中部圏インフラ用ロボットコンソーシアムの会員のうち、研究会への移行を同意した者

(2) i-Construction 中部ブロック推進本部が登録した ICT アドバイザー

(会費)

第6条 研究会の入会金及び会費は、無料とする。

(費用の負担)

第7条 研究会の各会員の活動に要する費用は各会員が負担する。

(退会)

第8条 退会は会員の自由意志とし、希望者は退会届出書を事務局に提出することで、任意に退会することができる。

ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、事務局長の承認を得て退会させる。

- (1) 会員が研究会の規約に違反し、研究会の目的に反する行為をした場合
- (2) 会員が研究会の名誉を毀損、または研究会および会員の活動に支障を与えた場合

第3章 組織運営

(組織)

第9条 研究会は、以下の部会を設け、研究会の目的のため各部会が協働して活動を行う。

- (1) 多様化部会
 - (2) F A Q 部会
 - (3) 支援部会
 - (4) 普及部会
- 2. 多様化部会は、建設産業における更なる生産性向上を目指し、新しい技術の現場適応化に向け、技術的な支援およびシーズ・ニーズのマッチングに取り組む。
 - 3. F A Q 部会は、i-Construction に関する建設現場における課題や疑問の情報収集、アイデアや解決策など未熟な技術者との交流支援に取り組む。
 - 4. 支援部会は、i-Construction に関する施工計画書の記載例やノウハウなど、建設現場での活用の際の技術的な支援および情報提供に取り組む。
 - 5. 普及部会は、各種研修・講習会・現場見学会などを通じて、建設産業における更なる普及および地元企業や地方自治体への裾野の拡大に取り組む。
 - 6. 各部会には部会幹事長および幹事を置く。
 - 7. 部会幹事長は、担当する各部会における取り組みを総括する。
 - 8. 部会幹事は、担当する部会における取り組みをマネジメントし、会員の活動の場を提供する。

(役員)

第10条 研究会は、以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2. 会長は、中部地方整備局長がその任にあたり、研究会の会務を総括する。
3. 副会長は、中部地方整備局企画部長がその任にあたり、会長不在時において会長の会務を代行する。

（ＩＣＴアドバイザー）

第１１条 研究会はＩＣＴアドバイザーが主体となって運営を行い、事務局がその活動を支援する。

2. ＩＣＴアドバイザーは民間からの公募及び行政、学識経験者より、i-Construction 中部ブロック推進本部が登録する。
3. 民間からのＩＣＴアドバイザーについては、別途「ＩＣＴアドバイザー登録要領」により公募を行う。
4. ＩＣＴアドバイザーは第９条に定める部会に所属し、拠点となる地域を中心とした各部会の取り組みを主体的に実行する。
5. 第９条６項に定める部会幹事長及び部会幹事はＩＣＴアドバイザーから選出する。

（事務局）

第１２条 研究会は、その事務を処理するため、研究会事務局を置き、以下の構成とする。

2. 事務局長は、i-Construction 中部サポートセンター長がその任に当たり、事務局を総括する。
3. 研究会の総務・運営事務は、中部地方整備局 企画部 施工企画課及び（一社）日本建設機械施工協会 中部支部が行う。
4. ICT アドバイザーへの事務連絡・調整等は、各部会の部会幹事長が行う。
5. その他の構成員として、事務局長は会長の了承を得て、指名することができる。

（総会）

第１３条 総会の名称は、中部 i-Construction 研究会総会（以下、「総会」という。）とし、年１回開催する。

2. 総会は、以下の報告・連絡・意見交換を行い、議決権を持たない。
 - （１） 各部会の活動報告
 - （２） 各部会の活動予定
 - （３） 各部会および会員相互の意見交換
 - （４） 事務連絡
 - （５） その他、必要な事項
3. 総会の開催は、会長の了承を得て、事務局より通知する。

（部会運営）

第１４条 各部会の運営は、所属する ICT アドバイザーの主体的な活動により運営されるが、以下の内容において部会幹事長が必要と認める場合は、事務局長の承認を得て ICT アドバイザーおよび一般会員を参集することができる。

- （１） 各部会の運営について、所属する ICT アドバイザー等の総意を求める会議など
- （２） 各部会の取り組みに関する情報収集・技術支援のための会議など
- （３） 各部会が取り組む講習会・研修会・現場見学会など
- （４） その他、一般会員が所属する企業・団体等が行うセミナーへの参加

2. 前項の運営に関わる費用等は、規約を遵守するものとし、事務局と協議し決定する。

第4章 その他

（知的財産の取り扱い）

第15条 研究会の活動により生み出された知的財産については、当該知的所有権の発案に関わった関係者の発明に対する貢献度によって、その権利を有することを原則とする。

2. なお、特許等の出願および権利取り扱いに際し、知的所有権の発案に関わった関係者および事務局で協議を行うこととする。

（機密の保持）

第16条 会員は、研究会の活動を通じて入手した秘密を、事務局の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

（表彰）

第17条 中部地方整備局は、研究会会員としての活動状況からi-Construction、建設ICTの普及促進に特に貢献した者に対し感謝状を授与する。

2. 感謝状授与取扱要領は別途定める。

（雑則）

第18条 規約に定める事項のほか、研究会の活動および運営に関する事項は、必要に応じて会長が別に定める。

附則 この規則は、令和2年5月26日から施行する。